

- (3) 近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,200点以上であること(上記(2)の再認定を受けた者については、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成16年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ア)及び(イ)の要件を満たす工事(発注機関は問わない。)の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)
- ただし、下記(ア)及び(イ)は同一工事でもよいが、両方の施工実績を有すること。
- (ア) 河川における築堤工事において、盛土量が30,000㎡以上の工事。
- (イ) 河川堤防における高水護岸工事。
- なお、経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)にあっては、構成員のうちの1社が平成16年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成16年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ウ)及び(エ)の要件を満たす工事(発注機関は問わない。)の施工実績(以下「その他構成員の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)
- ただし、下記(ウ)及び(エ)は同一工事でもよいが、両方の施工実績を有すること。
- (ウ) 河川における築堤工事。
- (エ) 河川堤防における高水護岸工事。

- 同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事(港湾空港関係を除く。)のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- (6) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者(以下「配置予定技術者」という。)を当該工事の現地に専任で配置できること。
- (a) 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (b) 平成16年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記(5)(ア)及び(イ)の要件を満たす工事(発注機関は問わない。)の経験(以下「同種工事の経験」という。)を有する者であること(甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。)
- ただし、上記(5)(ア)及び(イ)は同一工事でもよいが、両方の経験を有すること。
- なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。
- また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。
- 同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事(いずれも港湾空港関係を除く。)のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- (c) 配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (d) 配置予定技術者(及びその他構成員の配置予定技術者)については、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書及び資料(技術提案以外)の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること。

- (e) 在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付け国総建第155号)、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第358号)において定められた在籍出向等の要件に適合していること。
- なお、経常JVにあっては、構成員のうちの1社が上記(a)から(e)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。
- また、申請書及び資料(技術提案以外)の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者として提出できるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者として提出することで競争参加資格を認めるものとする。
- (7) 本工事に経常JVとして申請書及び資料(技術提案以外)を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料(技術提案以外)を提出することはできない。
- (8) 申請書及び資料(技術提案以外)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 申請書及び資料(技術提案以外)の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと(入札説明書参照)。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと(入札説明書参照)。
- (12) 入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び審査資料を作成すること(ただし、電子媒体(CD-R等)を下記5(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び審査資料を作成した者も可とする。)
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- 3 一次審査に関する事項(一次審査)
- 一次審査について評価点を付与する内容は、下記のとおりである。
- (1) 施工能力等 30点
- (a) 企業の施工能力 21点
- (b) 配置予定技術者の能力 9点
- 4 総合評価に関する事項
- (1) 入札に関する事項(二次審査) 技術提案書を提出した者を対象に実施する。ただし、一次審査の審査評価点の合計が上位15者(なお、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。)以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。
- (a) 技術提案 「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
- (ア) 築堤盛土の品質管理について配慮すべき事項